

## 交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、地域住宅計画（大阪府地域）に基づき、本市の区域内に存する建築物（国及び地方公共団体が所有する建築物を除く。以下「民間建築物」という。）の耐震診断を実施する所有者等に対し、交野市既存民間建築物耐震診断補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、建築物の耐震診断の実施を促進し、もって耐震改修を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「基準法」という。）第2条第1号に規定する建築物のうち木造のもので、一戸建ての住宅（店舗その他これに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が述べ床面積の2分の1未満であるものに限る。）、長屋住宅及び共同住宅（いずれも混構造含む。以下同じ。）に該当するものをいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第4条第2項第3号に規定する技術上の指針に基づき、耐震診断技術者が木造住宅の耐震性について判定するものであって、一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」、「精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。以下同じ。）」又は「その他市長が適当と認める方法」に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。ただし、当該「一般診断法」又は「精密診断法」は、原則、「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」によるものをいう。
- (3) 耐震診断技術者 次のいずれかに該当する技術者をいう。
  - ア 木造建築物の耐震診断においては、次のいずれかに該当するものをいう。
    - i) 一般財団法人日本建築防災協会が、平成26年度以降に主催する木造耐震診断資格者講習会を受講し、「受講修了証明書」の交付を受けた者
    - ii) 一般財団法人日本建築防災協会が、平成26年度以降に主催する木造住宅の耐震改修技術者講習会を受講し、「耐震改修技術者講習会受講修了証」の交付を受けた者
    - iii) 公益社団法人大阪府建築士会が、平成24年度以降に主催する既存木造住宅の耐震診断・改修講習会を受講し、かつ、受講修了者名簿に登録された者
  - イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造（以下「非木造」という。）の建築物の耐震診断においては、建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士及び二級建築士で、都道府県、市町村、一般財団法人 日本建築防災協会等が主催する既存建築物の耐震診断に関する講習会を受講し、受講修了者として都道府

県に登録した者

ウ その他大阪府知事又は市長が認める技術者

(補助対象建築物)

第3条 補助の対象となる民間建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、本市の区域内に存する建築物で、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 原則として、昭和56年5月31日以前に基準法第6条第1項に規定する確認を受けて建築されたもの。
- (2) 住宅（長屋、併用住宅及び共同住宅を含み、現に居住している、又はこれから居住しようとするものに限る。）又は耐促法第14条に定める特定既存不適格建築物（住宅を除き、現に使用しているものに限る。第5条第1号において同じ。）で大阪府震災対策推進事業補助金交付要綱第2条第2項に規定する補助採択基準に該当するもの。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 前条に規定する補助対象建築物の個人所有者（区分所有建築物にあっては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条に規定する団体）であること。
- (2) 市税（市・府民税、固定資産税及び都市計画税）に滞納がないこと。
- (3) 過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。なお、補助金の交付は、申請者あたり1回限りとする。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び交野市暴力団排除条例（平成24年条例第31号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次に掲げる額とする。ただし、予算の範囲内とする。

- (1) 特定既存不適格建築物にあっては、耐震診断及び予備診断に要した費用（補修費、修繕費を除く。以下この条において同じ。）の1/2とする。ただし、1,000,000円を限度とする。
- (2) 住宅にあっては、1戸当たり25,000円として計算した額と前号の規定により算出した額のいずれか低い額を限度とする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、木造住宅にあっては、耐震診断に要した費用の10/11又は1,100円/m<sup>2</sup>のいずれか低い額とする。ただし、1戸当たり50,000円を限度とする。

2 前項の補助金額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、耐震診断を実施する前に、交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類

を添えて指定された期日までに市長に提出しなければならない。ただし、当該耐震診断が当該会計年度の2月末日までに完了する見込みであること。

- (1) 基準法第6条第4項に規定する当該建築物の確認済書の写し又は同法第7条第5項に規定する当該建築物の検査済証の写し。(書類がない場合は、建築確認年月日又は工事完了年月日が確認できるもの。)
- (2) 耐震診断費の見積明細書の写し
- (3) 建物の登記事項証明書【原本】
- (4) 建物現況図(付近見取図、平面図)
- (5) 耐震診断技術者であることを証する書類の写し
- (6) 委任状(申請手続き等を依頼する場合)
- (7) 当該建築物の所有者と占有者(居住者)又は土地所有者とが異なる場合は、それら利害関係者からの耐震診断の実施をしてよい旨の同意書(区分所有建築物である場合は、耐震診断実施に係る集会議事録及び管理組合同約)
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 補助申請者は、耐震診断を行った技術者が所属する建築士事務所等(以下「代理受領事業者」という。)に補助金の受領を委任することができる。

3 補助申請者は、前項の規定による委任をするときは、交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付申請書に交野市既存民間建築物耐震診断補助金代理受領予定届出書(様式第2号)を添えて、市長に届け出なければならない。

(交付決定及び通知)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、補助申請者に対し交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。この場合において、市長は、当該補助金の交付について条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助申請者に対し交野市既存民間建築物耐震診断補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(耐震診断の着手)

第8条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知書を受け取った日から90日以内に耐震診断に着手するものとし、着手したときは直ちに交野市既存民間建築物耐震診断着手届(様式第5号)により市長に届け出なければならない。

(変更及び中止の届出)

第9条 補助事業者は、第6条の規定による交付申請書の内容を変更しようとするとき、又は事情

により耐震診断を中止しようとするときは、速やかに交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付（変更・中止）承認申請書（様式第 6 号）を市長に提出して、市長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による中止を行ったときは、第 7 条の補助金の交付決定は、取り消されたものとみなす。この場合において、それまで要した経費は、補助事業者の負担とする。
- 3 第 1 項の規定による変更申請があった場合、市長は第 7 条第 1 項の規定に準じて決定の内容を変更し、交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付変更決定通知書（様式第 7 号）により補助事業者に通知する。

（耐震診断の報告）

第 10 条 補助事業者は、耐震診断が完了したときは、完了した日から起算して 15 日以内、又は当該会計年度の 2 月末日のいずれか早い日までに、交野市既存民間建築物耐震診断完了報告書（様式第 8 号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 耐震診断費用に係る領収書の写し
- (2) 耐震診断費用に係る明細書の写し
- (3) 耐震診断報告書の写し
- (4) 耐震診断実施時の写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者が第 6 条第 2 項の規定により委任した場合は、前項の書類に加え、交野市既存民間建築物耐震診断補助金の代理受領に係る委任状（様式第 9 号）を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、前項第 1 号の「耐震診断費用に係る領収書の写し」とあるのは「耐震診断費用に係る明細書に記載された請求金額から補助額を差し引いた額の領収書の写し」と読み替えるものとする。

（補助金の額の確定）

第 11 条 市長は、前条の報告書を受理したときは、その内容を審査し、耐震診断が適正に行われたと認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に対し交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付額確定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第 12 条 補助事業者は、前条の交付額確定の通知を受けたときは、交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付請求書（様式第 11 号）に市長が必要と認める書類を添付して、市長に補助金を請求しなければならない。

2 前項の規定は、第 6 条第 2 項の規定により、補助事業者が代理受領事業者に補助金の受領を委任した場合について準用する。この場合において、前項中「補助事業者」とあるのは「代理受領事業者」と読み替えるものとする。

(補助金の交付)

第 13 条 市長は、前条の規定による補助金の交付請求を受け付け、審査の上、適当と認めるときは、当該請求者に対し補助金を交付する。

2 補助事業者が第 6 条第 2 項の規定により委任した場合において、前項の規定により補助金が交付されたときは、代理受領事業者は速やかに補助額を記載した領収書を補助事業者に対して発行するとともに、その写しを市長に提出しなければならない。

3 前項の提出があったときは、市長は補助事業者に対して補助金を交付したものとみなす。

(補助の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付せず、若しくは減額し、又は全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付決定を取り消したときは、交野市既存民間建築物耐震診断補助金交付決定取消通知書(様式第 12 号)により補助決定者に通知する。

(補助金の返還)

第 15 条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消しにかかる補助金を既に交付しているときは、交野市既存民間建築物耐震診断補助金返還命令書(様式第 13 号)により、期限を定めてその返還を命じることができる。

(指導及び助言)

第 16 条 市長は、補助事業の適正かつ円滑な執行を図るために、補助事業者に対し、必要な報告を求め、指導及び助言することができる。

(委任)

第 17 条 この要綱の実施に関して必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 4 月 2 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 2 月 28 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 28 年 2 月 29 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。